

令和7年度 第2回大野市国民健康保険運営協議会 会議録

と き：令和7年12月19日（金）午後7時～7時45分

と ころ：結とぴあ 302号室

1. 開会

2. あいさつ

3. 会議録署名委員の選任

－公益を代表する委員と保険医又は保険薬剤を代表する委員－

6. 議題

(1) 令和8年度大野市国民健康保険税（率）について 資料1～2

【事務局説明】

委 員：どのくらい基金を保有する予定か。

事務局：基金の保有額について特に法律等で定められたものはないが、他市の状況と比べ、基金残高が低い状況。本市の保険給付費が1ヶ月約2億円なので、2億から3億を積み立てていきたい。

委 員：資料1の4ページ 5 令和8年度の税率（案）についての説明から

1点目 県内保険料水準統一とは何か。

2点目 税率改正について、大野市の医療水準や加入者構成の違いとは何か。

事務局：1点目について、平成30年度に国民健康保険の制度改正があり「都道府県単位化」され、県は保険者として、市町村ごとに納付金を算定・徴収し、運営することとなった。これは、国保は主に高齢や低所得の被保険者が加入する制度で、医療費水準は高く、所得水準は低いという構造的な課題を抱えており、市町村単位の運営では、加入者数が減り、高額な医療費によって財政が不安定となることがあった。これに対応するために、県単位で広域的な財政リスクの安定化をすることになった。

各市町これまでの保険税率で運営してきた経緯などがあり、県内保険税率の完全統一化が進まない状況であったが、令和6年度策定の県運営方針により、福井県は令和12年度に県内保険料水準を統一することとなった。そのため、現在定期的に会議を開き県内各市町の意見集約を図っているところである。

2点目について、本市の国保加入者は高齢者が多いため医療費が高い、また、加入者構成は高齢者や他の保険に入っていない低所得者が多いため、国保税の収入が少ないことが影響しているということである。

委 員：県内統一化になると、バラバラだった保険税が統一され、これまで保険税が高いところが低くなり、低いところが高くなりうることもある。その補填に基金を利用するのはなぜか。

事務局：県内統一に向け、各市町は県の示す標準保険料に近づけるように税率の改正を行っている。段階的に時間をかけて合わせている状況。

基金の活用については、保険税の徴収が未納のため想定より不足する場合に、基金を取

り崩して補填することになる。

— 全員一致で承認 —

7. その他

(1) 報告事項

令和6年度特定健康診査及び保健指導の実施結果（法定報告値）について 資料3

【事務局説明】

— 質疑応答無し —